③　申請者が協業組合・企業組合である場合において一定の組合員に関する書類を提出するとき。
④　申請者が⑶に掲げる合併等により新たに設立された会社等で、新たに申請を行う場合（合併等の後、既に再認定を受けている場合は除く。）。
⑤　申請者が会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けたものである場合において、⑵に掲げる再度の認定を受けていないとき。
⑥　申請者がグループ経営事項審査又は持株会社化経営事項審査を受けている場合。
⑸　次に掲げる場合の役務の申請については、郵送に限るものとする。
申請者が会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた者である場合において、⑵に掲げる再度の認定を受けていないとき。
⑹　令和６年能登半島地震に係る一般競争（指名競争）参加資格審査の特例　能登半島地震の影響を受けた建設業者（令和６年能登半島地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第２条第１項に規定する災害発生市町村の区域（石川県の区域に限る。）内に主たる営業所を置く建設業者であって、事業年度が令和５年10月29日から令和６年８月30日までの間に終了するもの）について、令和６年９月１日から令和７年３月31日までの間における５（工事）⑤の規定の適用については、５（工事）⑤中「令和５年６月16日以降」及び「競争参加資格審査の申請をする日の１年７月前の日より後」とあるのは、「令和４年10月29日以降」とする。
⑺　この「競争参加者の資格に関する公示」については、公示日から令和９年３月31日まで有効とし、特別な変更事項がなければ有効日まで再公示はしないものとする。

別記１　送付先　測量・建設コンサルタント等業務インターネット一元受付ヘルプデスク
〒104―0042 東京都中央区入船３―６―14 オーク入船ビル６階　測量・建設コンサルタント等業務インターネット一元受付ヘルプデスクあて　電話03―5542―0355

競争参加者の資格に関する公示

令和７・８年度を有効とする独立行政法人都市再生機構の建設工事、測量・土質調査・建設コンサルタント等業務（以下「建設コンサルタント等業務」という。）及び物品購入等についての契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

令和６年10月１日

独立行政法人都市再生機構
統括役　堀田　秀之

◎調達機関番号　599　◎所在地番号　14

１　工事種別及び業種区分
（建設工事）
建設工事の工事種別は、次に掲げるとおりとする（かっこ書きは、各工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類である。）。
①　建築工事（建築一式工事）
②　土木工事（土木一式工事）
③　電気工事（電気工事、電気通信工事）
④　管工事（管工事、水道施設工事）
⑤　造園工事（造園工事）
⑥　保全建築工事（建築一式工事）
⑦　保全土木工事（土木一式工事）
⑧　塗装工事（塗装工事）
⑨　防水工事（防水工事）
⑩　機械設置工事（機械器具設置工事、消防施設工事、熱絶縁工事）
⑪　畳工事（内装仕上工事）
⑫　ふすま工事（内装仕上工事、建具工事）
⑬　舗装工事（舗装工事）
⑭　汚水処理施設工事（清掃施設工事、水道施設工事）
⑮　その他工事（大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、さく井工事、鉄筋工事、解体工事）
（建設コンサルタント等業務）
建設コンサルタント等業務の業種区分は、次に掲げるとおりとする。
①測量、②土質調査、③建築設計、④建築・工事監理、⑤土木設計、⑥土木・工事監理、⑦補償、⑧調査
（物品購入等）
物品購入等の業種区分は、次に掲げるとおりとする（掲載順序は業種：物品等の種類）。
①　物品販売：事務用品、事務機械、事務用家具、日用品雑貨、医薬品、電気器具、燃料、繊維製品、精密機械、写真材料、図書・新聞、その他
②　製造：印刷、青写真・マイクロ、模型、精密機械、繊維製品、映画・スライド、その他
③　役務提供：清掃、運輸、広告、装飾、デザイン、サービス、ソフトウエア・受託計算、調査・研究、物品賃貸、その他
④　物件買受け：物品買受け

２　申請の時期及び場所
⑴　定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、次に掲げるとおりとする。
（建設工事及び建設コンサルタント等業務）
国土交通省、独立行政法人等が共同で実施するインターネット方式により、申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては、代表者。以下同じ。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に関わらず、令和６年12月２日から令和７年１月15日までに、次のホームページアドレスにアクセスして、申請用データを送信するものとする。
（建設工事）
https://www.pqr.mlit.go.jp/
（建設コンサルタント等業務）
https://www.pqrc.mlit.go.jp
なお、８⑷に該当する者は、電子メール方式により別記１に掲げる受付期間及び宛先に申請するものとする。
（物品購入等）
電子メール方式により別記１に掲げる受付期間及び宛先に申請を受け付ける。ただし、電子メール方式による申請ができない場合は、事前に別記１⑵に掲げる審査担当に電話にて連絡の上、文書郵送方式での申請を別記１⑵に掲げる宛先にて受け付けるものとする。
⑵　随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、令和７年２月３日以降随時、電子メール方式により別記１⑵に掲げる送付宛先に申請をおこなうこととする。ただし、電子メール方式による申請ができない場合は、事前に別記１⑵に掲げる審査担当に電話にて連絡の上、文書郵送方式での申請を別記１⑵に掲げる宛先にて受け付けるものとする。
なお、申請者が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）が適用される建設工事又は物品購入等についての一般競争入札方式に係る競争参加資格確認申請書、建設コンサルタント等業務についての公募型プロポーザル方式又は公募型競争入札方式に係る参加表明書を提出している者であるときは、当該競争参加資格確認申請書又は参加表明書を提出した本部等（本社、各本部及び各支社をいう。以下同じ。）の別記２に掲げる提出場所においても申請を受け付ける。

３　申請の方法
⑴　パスワード等の入手方法
①　２⑴に掲げるインターネットによる申請者は、２⑴に掲げるホームページアドレスにアクセスし、令和６年11月１日から令和６年12月27日までにパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて令和６年11月１日から令和７年１月15日までに得るものとする。
②　電子メール方式による申請者は、令和６年11月１日から次のホームページアドレスにアクセスして、「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」、「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・土質調査・建設コンサルタント等業務）」及び「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品購入等）」（以下「申請書」という。）等を確認するものとする。
https://www.ur-net.go.jp/order/info.html
⑵　申請書の提出方法　電子メール方式による申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付して行うものとする。この場合において、申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）の提出部数については、申請しようとする地区の数にかかわらず、各１部とする。